

SEMANARIO DE S. PAULO

No. 636 Redacção Rua Monsenhor Claro, 4-35 Caixa Postal, 58 Bauru (Bi Semanario) Director Rocco Kowyama 16 de Fevereiro de 1932

支那

Sir. Kobayashi Midori
São Paulo
Caixa 2.Z São Paulo

支那はあくまで

国際聯盟にすがる

【十一日】支那側は上海奉公を期し、總會に移るとして居るが、規約十五條で聯盟總會に移した例はない。一九〇〇年ユゴラフビアとの紛争に就きアーニアが又一九二三年ボーランドとの領境問題でリニアが總會に持ち出されたが何れも總會開會中で今回も如く總會に移すものでない。十五條第一項の義務總長の準備や踏査も總會開會に持ち出されたが何れも總會開會中で今回も如く總會に移すものでない。十五條第一項の義務總長の準備や踏査も總會開會に持ち出されたが何れも總會開會中で今回も如く總會に移すものでない。

現在此の要求が受理されるかどうか疑問視されて居る。

眼 中 に な イ

日本政府の肚

聯盟規約十五條九項の後段に依つて支那側の一方的提草案の聯盟

總會が開會されるが、會議の決定を總會議事と現理事會との關係などから勿論に幸が選ばれまいと考へられ外務省では左の通り觀察して居る。即ち

聯盟理會が九項目前段の總會召集に反對するは支那側と現理事會に不信表し大國と諸國間に有利に導かんとし金儲貰つたからだらう。總會は開かれやうが結局民意又は勧告を附して事件の真偽を理會に再討議する事外あるまゝから我國は何らの痛苦を感じない。十五條二項の陳述書等出す必要は認められると

聯盟規約十五條に依り聯盟總會が開かれると右の十五條は亞米利加が聯盟加入を拒絶した理由であり行動する限りアメリカは表裏共に協力出来ず、聯合の機会が無い譯で、此迄のアメリカと聯盟の協調關係が破壊されたが右に對し外務省は左の如き意見を述べた

總會開會の期日は理會に於て決定される事となると思ふ。又總會が開催される事となつても、日本は聯盟總會に出席して居る處致に出るか想はれども、我が國は外務省は一切無視して構はない

總會の手を煩らはす要がないと決議され、理會に問題を付すが右に對し外務省は理會開會が既に十一條に基いて運動して居る事であるから特に

聯盟規約十五條に依り行動する限りアメリカは表裏共に協力出来ず、聯合の機会が無い譯で、此迄のアメリカと聯盟の協調關係が破壊されたが右に對し外務省は左の如き意見を述べた

近く東洋の一自由國の出現

上海戰況 上海特電

上海揚子江 我が軍艦

上海 我が軍艦

日本人會定款に従つて

違反者は追放に罪す

(聖市發)郊外リベイロン、ビレスに住宅を構へて居る近頃再渡航の中山某なる者は再渡航の節三十余の行李の組物と多大の日本漆などを輸入したる事知る人の知る處である。動來の此の男は近傍の日本人に言葉もかけねば同胞が挨拶しても返答せぬのみならず百姓等は何日でも乞食めしらにする惡くせりある。去る六日夜七時頃附近に住む高田某(百姓)が中山住宅の前を通行の時便氣を以て言葉をかけたる中山某はカマラダ二人に命じて高出を取りそよび彼の額へ漆をぬりつけ其上に殴打したので車重六となり三人共に警察へ拘りされたるもビレスソーピレスのスブデレガードをする者へ八十ミルのコミンを出して加害者二人はすぐ放免になり被害者の拘置される事になり後一時間過ぎて放免されたそれであまりの憤慨に中央警察へ去る第七午時告発した。問者高田氏を診察したのち申した

詫を聞き入れ直ちにナンペルナード分署へ音置取調を命じて二有罪一方在ビレス日本人太郎第七十二號バウリスター

は彼の住宅をたきしてはか何に決定して居る。理由は彼中

る者を全地より追回すか或

は彼の住宅をたきしてはか何に最も彼の如き同胞の額にど

にしても彼の如き同胞の額にど

に最も彼の如き同胞の額にど

力となるいろく

はげ頭・缺歯・ゆび・斜視

妙方用ヒント

美しい女性に懲をする。と云
のは尋常一樣のこと。世の中

ぬれた肌衣だつたのです
臭ひを嗅いた公爵は肌の

其の見しました、爾來結果確實にそれを

六ヶ月研究の
實證する事が

次回

九
お詫の禁固やな

くら瓜

新編和漢書

卷之三

卷之三

內農

ノロエステ線ビ

リグキ
舞

なく此の少女はハ
りました、恐るべ
く涙のちか
イギリスの科學者
ス・ライト氏はム

イネ夫人とな
き眼の力一
がらく
ターキー・アルチ
とした事から
といふ
させう。

やうなともお

雷に餅つく音も
雲の峯版上に小て
しきり
炎天や晴け放ち
焚
笛よ伸べよ揃へ
きと
逆天よ雨に吹き

高くなる
手とかざ
たる小學
より生う生
内外食料品
藤澤醤油特
岡田 太田
が延長

一、雜貨商
約販賣店

▲内外雜貨
▲小雑物類
竹青
北西線

木商店

店 HIRATA
a 47
1 12
omissão

支度所・ナシ・うどん・そば・ドウモ
生魚類 館 記 之 國 マラ・アト谷

國屋
(電燈會社下隸)